

「第3期みやぎの教育情報化推進計画（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

宮城県教育委員会では「第3期みやぎの教育情報化推進計画（中間案）」について、令和4年2月7日から3月8日までの間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集した結果、計5の個人・団体から以下のとおり、貴重な御意見・御提言をいただき、庁内担当課室で共有するとともに策定の参考とさせていただきます。

いただきました御意見等のうち、県の教育の情報化に係る対応につきましては以下のとおりです。なお、御意見等に記載された特定の商品・サービス等の名称は省略しています。

整理番号	御意見・御提言の内容（要旨）	県の教育の情報化に係る対応
1	高校入試業務・採点業務等にデジタル採点システムを導入していただきたい。	P24 取組10「ICT活用による働き方改革」において、多様なICTの活用を検討し推進してまいります。
2	ICTを活用した志教育の授業として、「みやぎの先人集」の活用を。	P14 取組5「教科等の指導におけるICT活用」において、多様なICTの活用を検討し推進してまいります。
3	不登校の問題について、フリースクール等へのオンライン等の活用によって生徒が公正な評価をもらえる環境をつくることを検討するべきである。	P14「教科等の指導におけるICT活用」における記載のとおり、多様なICTの活用を検討し推進してまいります。
4	情報機器・情報サービスを、外国に依存すると国家の存亡に関わる問題である。	今後の参考意見として承ります。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTによるグループ学習は、取り組む生徒と取り組まない生徒を分断していることも多く見られる。 ・ICTを使用すればとりあえず「先進的」な授業であるという意識の教員も多く、形式的で中身に乏しい授業になっている。 ・探究活動では安易にネット情報を頼る傾向があり、知識が浅く表面的に終わってしまう傾向がむしろ強まっている。 ・生徒が自分の手で字を書く時間が削られ、基礎的な言葉の習得にむしろマイナスになっている。 	これまでも、紙・黒板・電卓・電子辞書等、多くのツールが教育活動を補助し、児童生徒の学習に寄与してきました。ICTはツールであり、これまでの教育活動と新たなツールを併用し、より効果的に場面に応じた学習方法を展開し、学習の質の向上を図っていくことが必要と考えます。また、新学習指導要領において情報活用能力は、「言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられています。情報活用能力は単に機器を使用する能力だけではなく、見いだした情報や新しい技術を活用しながら他者と協働し、新たな価値につなげていくために、生徒にとって益々重要になると考えます。
6	高校生の端末の購入は生活が苦しい家庭では困難である。一定の公費負担を。	本県としては、県立高等学校において、各学校が実施する教育の特色を反映し、学習の自由度や個に応じた学習の効果が期待できるBYOD（私物端末）での

		<p>端末整備を基本方針としながら、生徒が購入か借入かを選択することができるよう、公費での貸出し用端末の整備に努め、高等学校における1人1台端末の環境が速やかに実現できるよう取組を進めているところです。</p>
7	<p>ICTの推進により、教員は本来成すべき教科教育よりもICTに忙殺されている。</p>	<p>P20 取組8「教員の研修」での教員のICT活用指導力の向上のための支援や、P24 基本方向4「校務の情報化の推進（ICT活用による働き方改革）」による多面的な業務改善の検討、ICT支援員等の外部資源の活用等により、学校現場の支援に努めてまいります。</p>
8	<p>プログラミング教育については情報処理室での授業が効率的で、情報処理室の位置づけを継続する根拠となっているが、本計画では教科「情報」や情報処理室の存在意義が明確ではない。</p>	<p>P12～13のとおり本計画においては、新学習指導要領の内容を基本としており、プログラミング教育の推進について、どの教室で行うべきかという独自の根拠の規定・位置付けは、行っておりません。</p>
9	<p>単純な知識は授業内ではなく、家庭学習の中で各自が学ぶという反転授業が今後の主流になると思われる。県はBYODという方法で家庭でのICT環境だけでなく、学校でのICT環境を確保しようとしているが、公教育としては教育機会の不均衡を生むおそれがあり、全ての高校生にも公費によって一人一台の端末が配布され、十分な容量が確保できない家庭においては、Wi-Fi環境も公費で確保される施策が必要。</p>	<p>本県としては、県立高等学校において、各学校が実施する教育の特色を反映し、学習の自由度や個に応じた学習の効果が期待できるBYOD（私物端末）での端末整備を基本方針としながら、生徒が購入か借入かを選択することができるよう、公費での貸出し用端末の整備に努め、高等学校における1人1台端末の環境が速やかに実現できるよう取組を進めているところです。家庭学習の中で生徒が自主的に学ぶ反転授業のための通信環境の費用を全て公費負担で保障する事は、財政の面からも困難と考えます。しかしながら、感染症拡大等による休校時においてオンラインでの学習が必要な場合に、家庭のWi-Fi環境が確保できない生徒については、モバイルルータの貸出等により、学習機会の保障を行っているところです。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの管理業務が依然多く、教員の負担となっている。 ・学習用のネットワークについて、セキュリティ上の管理は、現場の教員ではなく県が一括管理することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P20 取組8「教員の研修」での教員のICT活用指導力の向上による支援や、P24 基本方向4「校務の情報化（ICT活用による働き方改革）」による多面的な業務改善の検討、ICT支援員等の外部資源の活用等により、学校現場の支援に努めてまいります。 ・ネットワークの管理等については、管理業者の他、各機器の賃貸借業者による保守が行われており、自動配信なども行っていますが、セキュリティ保持のためには、利用者である教職員もネットワーク等の情報の把握や保守動作に関わる必要があります。

11	<p>・中間案はICT活用によって教育が活性化し「主体的・対話的で深い学び」が実現するという希望的観測だけを強調しており、そこに最大の問題がある。</p> <p>・中間案は、従来の教育の在り方や教師の努力を無視して、あたかもICTを活用しさえすればこれまでなかった「主体的・対話的で深い学び」が実現するような幻想を描いている。</p>	<p>・これまでも、紙・黒板・電卓・電子辞書等、多くのツールが教育活動を補助し、児童生徒の学習に寄与してきました。ICTはツールであり、これまでの教育活動と新たなツールを併用し、より効果的に場面に応じた学習方法を展開し、学習の質の向上を図っていくことが必要と考えます。</p> <p>・なお、P2「第3期計画の位置付け」に記載のとおり、本計画は、第2期宮城県教育振興計画において掲げられたICT教育の推進について策定するものであるとともに、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の趣旨を踏まえることとされております。当該法の基本理念の一つにも「学校教育の情報化の推進は、（中略）情報通信技術を活用した学習と（中略）デジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行わなければならない。」とあります。</p>
12	<p>P10 図5「青少年のインターネットの利用状況」が示しているように、学習に割く時間がどんどん減っている実態を表している。中間案はこれを「情報モラル」の問題としてとらえており、見当違いである。</p>	<p>インターネットが急速に普及してきている実態例として使用した図であり、そうした中において、情報モラル教育の重要性が一層増してきていることを記載しています。</p>
13	<p>教科等へのICT活用拡大によってデジタルメディアが主流となり、知識・理解の浅薄化やフェイク情報や悪質プロパガンダによる誤解に拍車がかかる危険性がある。</p>	<p>生徒を取り巻く環境が変化し、デジタルメディアに触れやすくなっている中、情報を正しく活用するとともに、その危険性についても正しく理解することが必要です。そのため、情報モラル教育を含めた情報活用能力の育成が重要と考えます。</p>
14	<p>基本方向4の校務の情報化の推進において、高校入試業務のICT化にはまったく言及がない。日常の校務のみICT化すれば多忙化解消が実現するかのとき抽象論・楽観論に沈没している。働き方改革が問題解決策としての改革ではなく、ICT活用を正当化するための「ジェスチャー」もしくは「逃げ口上」に過ぎない。</p>	<p>P24に記載したとおり、学校における働き方改革には、何か一つをやれば解決するという特効薬があるわけではないため、小さな取組を積み重ねることが必要であり、時間短縮のためのツールとしてICT活用を多角的な視点から検討してまいります。</p>
15	<p>セキュリティ確保のため、ネットワーク毎に使える機器や機能が不十分である。ICT環境整備は現場の実情を踏まえて実施する必要があるのに、単に</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインを利用する機会が急激に増加するなど、それまでの整備方針等からの急激な変化が求められている中、学習機会の確保のため、可能なあらゆる手段を検</p>

	最先端の機器を整備すれば十分であるように考えている。	話し実施してきています。また、適正な情報保護の観点からセキュリティ・ポリシーの遵守が必要であり、全て自由に使用する事は困難な実態があることは御理解願います。今後も、教育に資する・活用しやすい環境の整備を検討してまいります。
16	本気で「学習の自由度や個に応じた学習の効果」を期待するのであれば、通信費の公費負担も保障しなければならないはず。	通信費を含めて、生徒が自主的に取り組む家庭学習の費用を全て保障することは財政面からも困難と考えます。 なお、感染症拡大等による休校時においてオンラインでの学習が必要な場合に、家庭のWi-Fi環境が確保できない生徒については、モバイルルータの貸出等により、学習機会の保障を行っているところです。
17	中間案は、一般的な情報セキュリティには熱心だが、生徒の個人情報やプライバシーの保護には不熱心である。	P34に記載したとおり、情報保護に努めています。
18	「使わせないことが最大のセキュリティ」という発想にならないよう、十分な留意が必要」との記述はどのような意味か。「安全だと信じて使いましょう」という程度の意味か。	当該部分は、文部科学省が示す教育情報セキュリティガイドラインからの引用です。使わせなければ問題が発生しないのだから縛ればよい、という安易な観点だけではなく、「どうすれば安全に利用することができるようになるか」の観点からも考慮し、セキュリティを十分に確保しながら活用を進める方法を検討してまいります。
19	I C T支援員の内実が不明確である。具体的な内容にまったく触れていない。	具体の運用等については、年度毎の施策の中で評価してまいります。
20	「みやぎハイスクールネットワーク」に関する記述がない。	個々の施策の運用等については、年度毎の施策の中で評価してまいります。